

連盟講習会等に関する内規

- 1 ブロック審判講習会（以下「講習会」という。）は、ブロック内の審判技術の普遍化と向上を図ることを目的として、毎年春または秋に実施する。
- 2 講習会は、ブロック内の各支部持ち回りで開催することを原則として、ブロック及び開催支部の責任において実施すること。
- 3 講習会の受講者は、ブロック内の各支部における技術指導の適任者とする。
- 4 講師は、ブロック内の審判技術指導員の中から必要人数を審判技術指導員ブロック幹事（以下「ブロック幹事」という。）が選任する。なお、ブロック幹事は、現場の責任者となる。また、開催支部の審判技術指導員は全員講師として講習会の運営に協力する。
- 5 ブロック内の審判研修員は必ずブロック講習会に参加して受講しなければならない。
- 6 講習会には、連盟より技術委員を講師として派遣する。派遣された技術委員は講習会全般の指導とともに特に研修員の指導にあたる。
- 7 講習会に係わる費用は、連盟補助金及びブロックの負担金で賄うものとする。なお、受講者（研修員を含む）の旅費、宿泊費等は、所属支部負担を原則とする。また、連盟派遣の技術委員の旅費、宿泊費等は連盟が負担する。